

業務指示書

インドネシア国グリーン経済政策能力強化プロジェクト グリーン都市開発にかか る調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年8月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：持続可能な都市開発に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／持続可能な都市開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：持続可能な都市開発に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネルギー施策】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー分野に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IDR1 = 0.00845 円, US\$1 = 103.41 円, EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/持続可能な都市開発
省エネルギー施策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

インドネシア国グリーン経済政策能力強化プロジェクト グリーン都市開発にかかる調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／持続可能な都市開発	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネルギー施策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドネシア政府は、2007年にバリで行われた第13回国連気候変動枠組み条約締約国会議（UNFCCC-COP13）の開催国を務めるなど、気候変動問題に関する国際交渉において重要な役割を果たしてきた。同政府は2009年のG20サミットにおいて、気候変動政策の更なる主流化に向け、途上国の緩和行動について提出を求めたCOP15のコーペンハーゲン合意にもとづき2020年までに何も対策を講じなかった場合（Business as Usual）に比べて26%減（国際支援を得られた場合には41%）の温室効果ガス（GHG）を削減するという自主的緩和行動計画を表明し、2010年に同計画を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局へ提出した。これを受け、2011年9月に「国家温室効果ガス排出削減行動計画（RAN-GRK）」が大統領規則として発布された。今後は、国内政策であるRAN-GRK、RAD-GRKとUNFCCCに対して自主的な提出が求められている適切な緩和行動（Nationally Appropriate Mitigation Actions; NAMA）との関連づけにかかる取り組みが予定されている。また、2012年以降は、すべての州における州温室効果ガス削減行動計画（RAD-GRK）及び、国家適応行動計画（RAN-API）の策定が進められている。

上記のとおり気候変動政策の策定が進められる中で、気候変動政策の実施にあたり特に財政政策において気候変動対策を効率的・効果的に促進することが課題となっている。インドネシア財務省は中央・地方政府を支援する財源スキームや、気候変動政策への民間資金の導入、また開発と気候変動政策を両立させることが重要であるという認識から、2011年6月に、財政政策庁（Fiscal Policy Agency: FPA）のもとに気候変動ファイナンス多国籍政策センター（Center for Climate Change Financing and Multilateral Policy）を設立した。同センターは省内の政策研究機関として、科学的根拠にもとづいた効果的な財政政策の立案が求められており、効率的な財政政策立案のためFPA職員的能力強化が課題となっている。2012年6月にブラジルで開催された「国連持続可能な開発会議」（「リオ+20」）では、「グリーン経済」の推進が、経済成長と環境対策を両立し、持続可能な開発と貧困の撲滅のために国際社会全体で取り組むべきテーマとして認識された。FPAは、グリーン経済や低炭素成長等、特に財政政策において取り組むべき新しいテーマを推進していくための能力強化を課題としている。

インドネシア政府は、省エネルギー推進のためのインセンティブを設けることが規定されたエネルギー法（2007年）を受けて制定された省エネルギーに関する政令（2009年）において、大規模需要者（年間6,000石油換算トン以上）を対象に、エネルギー管理者の任命、省エネルギープログラムの策定、内部又は外部団体による定期的な省エネルギー診断の実施等を義務付けている。さらに、2011年には省エネルギーに係る大統領令（Presidential Instruction）が発令され、中央政府・自治体には省エネルギー目標が設定された。また、この大統領令に基づいて、エネルギー鉱物資源省は、節電、エネ

ルギー管理、化石燃料の節約に係る規則をそれぞれ制定した。これらを受けて、省エネルギーの促進を目的とした、省エネルギー診断 (energy audit) に対する補助金、省エネルギー機器導入のための相談窓口の設置、税制上の優遇、低利融資等の財政・金融インセンティブが導入されようとしている。しかしながら、電力をはじめとしたエネルギーに対する政府による補助金も実施されている中、インドネシアにおけるエネルギー消費量の増加傾向は維持されたままであり、省エネルギーに対するインセンティブが高くないのが現状である。以上から、FPA では、特にエネルギー消費が多い都市において省エネルギー政策を推進するために有効な財政・金融インセンティブのあり方について、実践的な知見を踏まえた、財政政策立案のための能力強化を必要としている。

インドネシアの気候変動対策の主流化を支援するため、日本国政府は、2008 年から 2010 年まで「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款事業として、「インドネシア気候変動対策プログラム・ローン (CCPL)」実施し、併せて気候変動対策の目標・行動計画を定めた政策マトリクスの実施促進やモニタリング支援を行う支援調査を 2012 年度まで実施した。また政策的・技術的な側面でインドネシア政府の取り組みを包括的に支援するための円借款附帯技術支援として「気候変動能力強化プロジェクト (2010～2015)」も実施している。「グリーン経済政策能力強化プロジェクト (以下、本プロジェクト)」は、財政政策における気候変動対策の主流化を図り、気候変動対策の円滑的な実施のための財政政策立案のための能力強化を行うため、上記の気候変動対策協力の一環として要請があったもので、2013 年 8 月に RD が署名・交換され、協力が開始された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

財務省内の政策研究機関である財務省財政政策庁(FPA)のグリーン経済促進のための能力が強化される。

(2) 上位目標

インドネシア政府のグリーン経済政策が促進される。

(3) 成果

成果 1) FPA が州別緩和行動計画 (RAD-GRK) の実施を促進するための資金メカニズムの計画・実行能力が備わる。

成果 2) FPA がグリーン都市 (環境配慮型都市) を促進するための財政及び金融政策を計画する能力が強化される。

成果 3) FPA が農業保険の導入計画にかかる能力が強化される。

成果 4) FPA が環境及び気候変動政策の実施を促進するための様々な経済的手法を評価する能力が強化される。

(4) 活動

- (1.1) パイロット州にて、RAD-GRK への財政支援に係る財務省法令を周知する活動を実施する。
- (1.2) パイロット州政府に対し、RAD-GRK 年間活動実施計画に従い、選ばれたセクターに関して、RAD-GRK 実施促進に向けた財政支援申請のための詳細計画策定支援を行う。
- (1.3) パイロット州政府に対して、州政府が財務省へ提出する、財政支援の実施管理に関する四半期報告書の作成支援を行う
- (1.4) 活動 1.1～1.3 から得られた教訓を取りまとめ、レポートを作成する。
- (1.5) 活動 1.4 に基づき、セミナー・ワークショップを開催し、内容のとりまとめを行う。
- (2.1) パイロットサイトにおいてグリーン経済に関連して実施される、民間投資、技術移転、環境配慮型ビルを促進するため実施される活動について分析を行う。
- (2.2) 活動 2.1 の結果について、グリーン経済促進のための財政及び金融政策に関する提言案をとりまとめる。
- (2.3) 活動 2.2 の結果について、日本の都市を含め、他都市との比較研究を実施する。
- (2.4) グリーン経済に関する日本の優良事例について本邦研修を行う。
- (2.5) 2-1～2-4 の活動から得られた教訓をレポートにまとめる。
- (2.6) 活動 2.5 の結果を踏まえ、関連省庁・地方政府を交えた意見交換を実施する。
- (2.7) グリーン経済促進のための財政及び金融政策に関する最終提言をとりまとめる。
- (3.1) 農業保険に関して、過去及び現在進行中のパイロット活動について分析を行う。
- (3.2) アジア他国における類似活動との比較分析を行う。
- (3.3) 財務省が取り組むべき課題とギャップを特定する。
- (3.4) 上記で特定された課題とギャップを克服するための提言の原案をとりまとめる。
- (3.5) 3-1～3-4 の活動結果を踏まえ、ワークショップを開催する。
- (3.6) 農業セクターにおける農業保険導入に関する最終提言をとりまとめる。
- (4.1) 法案「環境政策における経済的手法 (Instrumen Ekonomi Lingkungan Hidup)」に関する財務省と環境省の議論を促進する。
- (4.2) 環境政策における経済的手法に関して、分析対象を特定する。
- (4.3) 上記で特定された対象について分析を実施する。
- (4.4) 上記分析結果について、関連省庁を交えた意見交換を実施する。

- (4.5) 環境政策における経済的手法についての最終提言を起草する。
- (4.6) グリーン経済促進に関連する他の課題に関して、政策評価を行う。
- (5) 協力期間
2014年6月～2015年10月
- (6) 先方実施機関
インドネシア財務省財政政策庁 (FPA)
- (7) 関連する協力と日本側実施体制
インドネシア国家開発企画庁 (BAPPENAS)、気象・気候・地球物理庁 (BMKG)、農業省、環境省 (KLH) を C/P 機関として、「気候変動対策能力強化プロジェクト」を2010年10月から5年間の予定で実施中。右プロジェクトは、開発における緩和策および適応策の主流化 (SP1)、農業および関連セクターにおける適応策の推進 (SP2) および国家温室効果ガスインベントリ策定能力強化 (SP3) の3つのサブプロジェクトで構成されている。本プロジェクトとの関連性が高く、右プロジェクトの全体統括を行っている長期専門家が、本プロジェクトの運営管理を同時に担うことで、一体的な協力を行っている。

3. 業務の目的

本業務は、インドネシア「グリーン経済政策能力強化プロジェクト」において、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づく業務 (活動) の一部を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献することを目的としている。具体的には、インドネシアにおける低炭素技術の普及を含む省エネルギー政策の実施における課題および障壁を整理・分析し、対象都市の事例をもとに都市レベルの省エネルギー政策促進のための財政・金融インセンティブを含む施策の在り方について検討を行い、政策提言を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2013年8月29日にインドネシア国政府と署名・交換した R/D (Record of Discussions) に基づき実施されるプロジェクトの枠内で、上記「3. 業務の目的」を達成するため、以下「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 担当業務の範囲について

本業務は、本プロジェクトの成果2「グリーンシティ (環境配慮型都市) の促進に係る

財政・金融インセンティブの策定のための FPA の能力が強化される」の活動（活動 2.1～2.3、2.5～2.7）の一部として位置づけられる（活動 2.4 は、本業務の対象外）。具体的には、グリーンシティ（環境配慮型都市）の促進、特に省エネルギー政策の実施促進のための財政・金融インセンティブについて、スラバヤ市を対象都市として、都市における調査事例等を踏まえ、都市レベルの省エネルギー政策促進のための財政・金融インセンティブを含む施策の在り方について提言を行う。同提言は、FPA が関係省庁向けに作成する政策ペーパーにも活用されることが想定されるため、対象都市のみならず、国レベルの政策との関連についても考慮すること。

(2) 派遣中専門家との連携

本プロジェクトは、上記「気候変動対策能力強化プロジェクト」と一体的な実施を図っており、本プロジェクトの運営は、同プロジェクトの長期専門家が担っている。本業務の遂行にあたっては、同プロジェクトの長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整等）と密に情報共有・連絡調整を図ること。

(3) JICA への報告

「7. 成果品等」に記載の成果品を JICA へ提出することとするが、成果品に限らず、各種協議の議事録、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 地球環境部および JICA インドネシア事務所に適宜報告を行うこと。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本コンサルタントは、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(5) プロジェクトの基本枠組み

本コンサルタントは、本業務を通じて C/P における能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。CD とは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」である。本業務実施にあたっては、包括的な（個人、組織、制度・社会のレベルの）キャパシティ・アセスメントを十分行った上で、ベースラインと獲得目標を具体的に設定し、適切且つ妥当な範囲で能力向上支援を図ること。その基礎となる個人のレベルの CD 支援においては、個々の

カウンターパートの能力評価にもとづき、個人の資質に応じた能力向上支援を行う。能力向上支援にあたっては、インドネシア側の主体性を重視した協力を行う。更に、個々人の能力向上を図るだけでなく、組織のレベルや制度・社会のレベルの CD 支援に資するような協力を行う。

(6) 持続性の重視

本プロジェクト終了後も C/P が気候変動ファイナンスに係る施策の評価および勧告を行うという役割を果たせるよう C/P のオーナーシップを尊重かつ助長するとともに、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施する。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に想定される活動項目内容を勘案し、上記5に記した実施方針および留意事項を踏まえて、本業務を効果的・効率的に実施する方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) インセプションレポートの検討

インドネシアの温室効果ガス排出削減に係る国家緩和行動計画（RAN-GRK）および地方緩和行動計画（RAD-GRK）をはじめ、同国がこれまで策定・実施促進してきた緩和行動および省エネルギーに係る取り組みおよびドナー等の関連する取り組みについて入手可能な資料・情報、これまでの省エネルギー促進の取り組みの実施状況やインドネシア以外の国における関連施策の最新の状況などの関連資料を整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を検討し、インセプションレポート（案）を取り纏める。インセプションレポートへの記載内容は「7 成果品等」を参照のこと。

(2) インセプションレポートの説明

JICA に対し、インセプションレポート（案）を説明し、承認を得る。

(3) C/P 機関への説明・協議

インセプションレポートを C/P 機関に説明し、協議の上、C/P 機関の合意を得る。C/P 機関との協議により内容に変更が生じた場合は、JICA へ適宜報告・協議のうえ、必要に応じて修正する。

(4) 関連情報の収集および整理

関係機関へのインタビュー等を通じて、以下の項目を含む関連情報の収集および整理を行う。

- ・インドネシアにおける、省エネルギー政策、都市レベルにおける省エネルギー政策
- ・対象都市（スラバヤ市）における、省エネルギー政策と関連施策の現状
- ・インドネシアにおける、建造物（ビル）、産業分野の省エネルギー施策に関するこれまでの取り組み（我が国および他のドナーの支援を含む）にかかる情報収集・整理
- ・都市レベルでの省エネルギー施策に関する財政・金融インセンティブ

<想定される主なインタビュー先>

●関係省庁（ジャカルタ）

財務省（FPA）、エネルギー・鉱物資源省、国家開発企画庁（BAPPENAS）

●対象都市の行政機関（スラバヤ市）

東ジャワ州スラバヤ市（居住・都市計画局、建物・土地管理局、その他関連部局）、その他の都市の行政機関（必要に応じ）

●他のドナー

GIZ、USAID、UKCCU

(5) 都市レベルの省エネルギー実施促進のための適切な財政・金融インセンティブの検討

収集・整理した情報に基づいて、気候変動緩和および省エネルギー実施促進に係る施策のインドネシア国内外の最新の状況を踏まえ、都市レベルの省エネルギー実施促進のための適切な財政・金融インセンティブについて検討する。具体的な事例の分析としてはスラバヤ市を対象とするが、調査結果が FPA が関係省庁向けに作成する政策ペーパーにも活用されるよう、スラバヤ市のみならず、国レベルの政策との関連についても考慮すること。

▶ インドネシアにおける省エネルギー政策の実施促進にかかる課題・障壁の整理・分析

インドネシアがこれまで策定・実施促進してきた気候変動緩和および省エネルギーに係る取り組みおよびドナー等の関連する取り組みについての情報を踏まえ、都市レベル、特に建造物（ビル）および産業分野における省エネルギー実施促進の課題・障壁の整理・分析を行う。また、官民セクターにおけるビル（民間部門としてはホテル、大型商業施設、病院等を想定）および産業分野における現在の省エネルギー実施の状況、省エネルギー実施の進展を阻害する要因を整理・分析する。

▶ 建造物（ビル）の省エネルギー実施促進のための施策の検討

日本をはじめとするインドネシア国以外の近隣アジア諸国の省エネルギー実施促進の施策の整備状況を踏まえ、特にビルの省エネルギーに焦点を当て、都市における気候変動緩和および省エネルギーの実施促進に係る調査事例を用いて、ビルの省エネルギー実施促進のための施策の在り方とそのオプションを検討する。

▶ インドネシアにおける都市レベルの省エネルギー実施促進のための適切な財政・金

融インセンティブの検討

上記の検討結果を踏まえ、都市における気候変動緩和および省エネルギーの推進において、低炭素技術の移転を含めた投資促進を念頭に置き、適切な財政・金融インセンティブにかかる提言を取りまとめる。インドネシアにおける気候変動緩和および省エネルギーに係る施策の策定・実施の最新動向に留意し、財政・金融インセンティブ等の適切な施策を策定・実施する過程において直面すると考えられる課題についても検討する。また、C/P 機関が、インドネシア財務省内だけでなく国内関係機関を対象として作成する省エネルギー促進のための財政・金融インセンティブに係る政策ペーパーに対して、技術的な助言を行う。

(6) インテリムレポートの作成

上記 (5) の検討結果を含むインテリムレポートを作成する。JICA に対して、同レポート (案) を説明し、承認を得る。

(7) カウンターパート機関への説明・協議

インテリムレポートを C/P 機関に説明し、協議の上、C/P 機関の合意を得る。C/P 機関との協議により内容に変更が生じた場合は、JICA へ適宜報告・協議のうえ、必要に応じて修正する。あわせて、追加情報の収集・整理も適宜行う。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記 (7) の C/P 機関および関係省庁・機関との協議結果を踏まえ、インドネシアにおける都市レベルの省エネルギー実施促進のための財政・金融インセンティブの在り方に係る提言の更なる検討を行う。

上記の検討結果を含むドラフト・ファイナルレポートを作成する。JICA に対して、ドラフト・ファイナルレポートの内容を説明し、承認を得る。

(9) カウンターパート機関への説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートを C/P 機関に説明し、協議の上、C/P 機関の合意を得る。C/P 機関との協議により内容に変更が生じた場合は、JICA へ適宜報告・協議のうえ、必要に応じて修正する。あわせて、追加情報の収集・整理も適宜行う。

(10) ファイナルレポートの最終化

上記 (9) の C/P 機関および関係省庁・機関との協議結果を踏まえ、ファイナルレポートの最終化を行う。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

- 1) インセプションレポート(9月下旬) 和文2部、英文3部(うちCP機関に1部)
- 2) インテリムレポート(12月上旬) 和文2部、英文3部(うちCP機関に1部)
- 3) ドラフト・ファイナルレポート(2月中旬) CD-R1枚
- 4) ファイナルレポート(3月上旬) 和文2部、英文3部(うちCP機関に1部)

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

<http://www.jica.go.jp/announce/kitei/index.html>

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと本コンサルタントで協議、確認する。

- 1) インセプションレポート項目(案)
 - a) 業務の概要(背景・経緯・目的)
 - b) 業務実施の基本方針
 - c) 業務実施の具体的方法
 - d) 業務フローチャート
 - e) 詳細活動計画(WBS等を活用)
 - f) 要員計画
 - g) その他必要事項
- 2) インテリムレポート/ドラフト・ファイナルレポート/ファイナルレポート項目(案)
 - a) 業務の概要(背景・経緯・目的)
 - b) 省エネルギー実施促進のための財政・金融インセンティブに係る提言(以下の項目を含む)
 - インドネシアにおける省エネルギー実施を取り巻く状況とその課題・障壁
 - 他国における省エネルギー実施促進の状況
 - 省エネルギー実施促進のための施策において考えられるオプション
 - 省エネルギー実施促進のための財政・金融インセンティブに係る政策提言・留意点

c) 業務目的の達成度、次期活動計画（インテリムレポートのみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① 業務フローチャート
- ② 詳細活動計画
- ③ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ④ その他活動実績

(2) その他の提出物

1) 業務月報

本コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

2) その他

上記提出物のほか、機構が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2014年9月中旬に業務を開始しインセプションレポートを策定し、9月中旬以降から現地作業に入る。12月下旬に中間報告（インテリムレポートの発表）、2015年3月上旬にファイナルレポートを提出する。

2. 業務量目途と業務従事者

(1) 業務量の目途

合計 5.0MM

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定する。業務内容を考慮の上、適切な人員の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／持続可能な都市開発（2号）
- 2) 省エネルギー施策（3号）

なお、上記団員構成（案）における各団員の主な担当業務、活動内容および要件は以下のとおり。

1) 総括／持続可能な都市開発

都市レベルの省エネルギー実施促進に係る適切な財政・金融インセンティブの検討結果に基づいて、本業務で作成する提言が C/P 機関が自立的に実現可能な内容となるよう、気候変動緩和および省エネルギー施策に係る同国内外の最新の議論の動向やインドネシアにおける現況を踏まえ、C/P 機関・関係省庁・機関との必要な調整および技術的な助言を行い、業務を総括する。

2) 省エネルギー施策

日本をはじめとするインドネシア以外の国の財政・金融インセンティブを含む省エネルギー施策の整備・実施状況等の情報を踏まえ、インドネシアの都市における気候変動緩和および省エネルギーに係る現在までの取り組みの状況に留意し、同国における省エネルギー促進のための妥当な財政・金融インセンティブの在り方および提言を検討する。

3. 対象国の便宜供与

2013年8月に署名された討議議事録（R/D）に基づく。

4. 参考資料

●本プロジェクトの概要および R/D は、以下の URL にて参照可能。

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/E6D05A25F844741F49257CF30079C7DA?OpenDocument>

●本プロジェクトと一体的に実施している「気候変動対策能力強化プロジェクト」の概要および関連資料は、以下の URL にて参照可能。

- ・プロジェクト概要、R/D

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/84E0B0B37BF5FC77492576F500233642?OpenDocument&pv=VW02040104>

- ・中間レビュー調査報告書)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000013353>

5. その他

安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インドネシア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。